

令和4年度包括外部監査結果に係る「意見」への対応状況について

| 番号 | 報告書<br>ページ | 項目                          | 意見  | 意見に対する部局の対応<br>【福祉こども部】                                     |
|----|------------|-----------------------------|---|---|
| 3  | 29         | 包括外部監査の意見の検討<br>過程及び検討結果の記録 | <p>平成26年度(2014年度)の包括外部監査において、「保育園の運営主体が社会福祉法人か営利法人かに関わらず、市の保育事業の充実のため必要な補助金については、交付していくことが望ましい」という意見があった。これに対して、「横須賀市作成」平成26年度包括外部監査結果に係る意見への対応状況について」において、対応の内容として「施設育成費などは社会福祉法人のみに補助しているが、課題も多いことは承知しているので、そのあり方について検討していきたい。」としている。所管課は検討した結果、「社会福祉法人の事業が社会福祉事業に特化され、公益性が認められているものの、必ずしも財政基盤が盤石とは言い難い。市内において、安定的かつ継続的に質の高い保育を受けられる環境を創出することを目的とするが、限られた財源の中ですべての運営団体に補助を行うことは困難である以上、社会福祉法人に限って財政支援を行うことに一定の合理性がある」と結論付け、令和3年度まで社会福祉法人に限って補助している。監査人としても、他の法人格が利用できる様々な補助制度があること、社会福祉法人に一定の公益性が認められることから、横須賀市の判断は許容できるものと判断した。ただし、所管課は度重なる組織改編により、当該検討過程及び検討結果の記録が残っていないと主張している。</p> <p>包括外部監査の意見に対する措置について、記録が残っていない場合、誰がどのような検討を行い、どのような結果となったのかが不明確である。</p> <p>今後は、検討過程及び検討結果を適切に記録し、保存することが望ましい。</p>  | <p>包括外部監査の意見に対する措置について、検討過程及び検討結果を適切に記録し、保存していく。</p>        |
| 4  | 36         | 保育・教育施設からの給付<br>費申請システムの導入  | <p>当該給付費は私立保育所を除き法定代理受領であるため、施設が横須賀市に対して請求を行う。施設は所管課が作成した様式に請求の基となる児童数、職員配置状況等を入力し、所管課に提出する。所管課では、管内施設対象の教育・保育給付費については、施設が提出した請求関係書類の内容が適切であることを確認した後、請求関係書類を基に給付金額を算出する子ども・子育て支援システムに入力している。管外施設の教育・保育給付費及び管内施設対象の市加算費については、施設が提出した請求関係書類の内容が適切であることを確認した後、所管課が作成した独自の計算シートに入力、給付金額を算出している。その後、支出処理を行うために横須賀市の財務会計システムに支出額を手入力する。支給認定区分や保育時間区分の変更等による児童数の増減に伴い、支給済額からの差額が生じる可能性があるため、毎月、精算処理を実施している。図表5-1-2-2のとおり令和3年度の給付対象施設数は143施設であり、図表5-1-2-3のとおり令和3年度の決算額は8,889,895千円と高額であるが、この処理の主担当は所管課の1人のみである。管内施設については毎月給付を行っているため、短時間で処理が求められる。</p> <p>所管課での確認・入力工程が煩雑であるため、それらの確認・入力に多くの労力を要している。また、請求関係書類の内容をシステムに入力しているため、入力ミスが発生する可能性や、主担当が1人であるため業務が属人化することでブラックボックス化する懸念がある。また、計算シートで給付額を算出するものもあるが、制度等が変更になった場合は、これらを手で修正しなければならず、給付額を誤る可能性がある。</p> <p>他自治体において、施設が直接システムに請求内容を入力することで、即時に施設と所管課が給付内容や給付額をオンライン上で確認できるシステムが導入されている例がある。横須賀市においても、このようなシステムの導入を検討することが望ましい。システム導入に際しては、なるべくミスが発生せず属人化しないよう、管外施設の教育・保育給付費及び管内施設対象の市加算費も算出でき、財務会計システムと連携するようなシステムとすることも検討することが望ましい。</p> <p>また、システムの導入が難しい場合には、他自治体の人員配置も参考に、適切な人員配置を検討し、過誤給付、業務の属人化及びブラックボックス化を防止することが望ましい。</p> | <p>施設と市が給付内容や給付額をオンライン上で確認できるシステムの導入について、予算措置を含め検討していく。</p> |

|          |    |                                  |  |  |
|----------|----|----------------------------------|--|--|
| 5<br>(1) | 45 | 成果指標の設定                          | <p>今回の監査では、事業の有効性を検討する観点から、各事業においてKPI(重要業績評価指標)等の成果指標が適切に設定されているかを検討した。適切な成果指標を設定することで、例えば目標が未達成に終わった場合に課内で事業のやり方を見直す議論のきっかけになることが期待される。また、例えば予算編成時に財政当局と成果指標及び達成状況を共有することで、事業そのものの必要性や事業の見直しに関する建設的な議論が促されることで、結果として限られた予算の適正配分につながることも期待される。</p> <p>図表5-1-3-1に記載のとおり、当事業は5つの補助メニューがあるが、成果指標は事業として1つのみ設定されている。そのため、事業内容としてのそれぞれの補助メニューと成果指標が直接リンクしているとは言い難いものがある。例えば、横須賀市私立幼稚園協会研修費補助は、補助を行ったからといって、市内対象年齢児の私立幼稚園等在園率が増加するとは限らないと考えられる。</p> <p>幼児教育の充実という事業目的と成果指標がリンクしていない。成果指標を適切に設定しないと、事業の効果を適切に測ることが困難になる可能性がある。</p> <p>補助メニューごとに適切な成果指標を設定することを検討することが望ましい。例えば、横須賀市私立幼稚園協会研修費補助は、成果指標として、研修参加人数や研修参加延時間等が考えられる。</p>   | <p>当該補助事業により、総合的に市内の幼児教育施設としての幼稚園の魅力高めることを目的として「市内対象年齢児の私立幼稚園等在園率」を成果指標としているもので、補助メニューごとに個別にKPI設定を行うことはなじまないため対応不要と判断している。</p>                         |
| 6        | 46 | 規則及び要綱遵守の確認                      | <p>補助金等交付規則(以下、規則という。)第15条及び私立幼稚園建設費等補助金交付要綱(以下、要綱という。)第9条において、補助事業により取得し又は効用の増加した財産は、建設工事の完成日から15年を経過する日までは、目的に反する使用、譲渡、交換、担保に供することが制限されている。園舎の取り壊しや用途の変更等、図面の変更が生じる場合には、必ず施設から届出される制度となっているが、万が一施設が届出を失念し、目的外使用、譲渡、交換、担保提供を行った場合、所管課がそれを把握することができない。所管課において、当事業により取得された財産が、建設工事の完成日から15年を経過する日まで、目的に反する使用、譲渡、交換又は担保に供されていないことの確認を行っていない。また、所管課において手許資料として保管されているのは、平成28年度(2016年度)の施設別の取得物がわかる資料のみである。</p> <p>補助事業により取得し又は効用の増加した財産は、建設工事の完成日から15年を経過する日までは、目的に反する使用、譲渡、交換、担保に供することが制限されているという規則や要綱を十分に理解していない施設に対して、所管課が補助金を支給した場合、施設が誤って規則違反や要綱違反をしてしまう可能性がある。</p> <p>申請時に、施設が要綱や規則を理解したことがわかるよう、交付決定の際に交付決定通知書に要綱や規則の抜粋文を掲載したり、申請欄に署名を行ってもらうよう、申請フォーマットを修正したりすることが望ましい。また、所管課が取得物の実在性を実際に確認することも考えられる。所管課としても、施設が処分等により同種の申請を行っていないことを把握するために、少なくとも15年間は施設別の取得物がわかる資料を保管しておくことが望ましい。</p> | <p>私立幼稚園建設費等補助金の交付決定の際に交付決定通知書に要綱や規則の抜粋文を掲載したり、申請欄に署名を行ってもらうよう、申請フォーマットを修正していく。</p> <p>必要に応じて、取得物の実在性を実際に確認していく。</p> <p>15年間は施設別の取得物がわかる資料を保管しておく。</p> |
| 7        | 47 | 決算書の確認                           | <p>所管課は、協会に対し、市内幼稚園等設置者、園長及び教職員の研修を行い、市全体の幼児教育の充実を図るため、協会の研修費補助として、毎年1,000千円を上限に補助を行っている。所管課は、年度末に協会の決算書等入手し、研修費支出合計が1,000千円を超過していることを確認している。ただし、研修費支出の内訳が不明であるため、補助した1,000千円がどのような内訳に使用されたのかを入手した情報から把握することが困難である。</p> <p>当補助金は研修費補助として支給しているものであるため、補助金全額が研修費に充当されていないとすれば合規性に問題が生じる可能性がある。</p> <p>所管課は補助金が研修目的で使用されていることを確認するために、補助金1,000千円が研修費のどの内訳にいくら充当されたかがわかる資料を入手することが望ましい。</p>   | <p>補助金が研修目的で使用されていることを確認するために、補助金1,000千円が研修費のどの内訳にいくら充当されたかがわかる資料を求めていく。</p>   |
| 8        | 48 | 神奈川県私立幼稚園教育研究三浦半島地区大会の開催主管に係る増額分 | <p>協会に対し、市内幼稚園等設置者、園長及び教職員の研修を行い、市全体の幼児教育の充実を図るため、協会の研修費補助を行っている。令和元年度(2019年度)までは基準額として毎年600千円を上限としていたが、令和元年度に、協会が神奈川県私立幼稚園教育研究三浦半島地区大会(以下、大会という。)の開催主管であったことから、開催主管加算として、基準額に加えて400千円を上限として補助を行った。結果として、令和元年度(2019年度)は合計1,000千円の補助を行った。令和2年度(2020年度)以降は、協会と所管課の協議の結果、基準額の上限を年額1,000千円に引き上げた。</p> <p>平成30年度(2018年度)までは、大会の開催主管であったとしても開催主管加算制度がなく、補助額は年額600千円であり、その状況でも、協会は研修活動及び大会の開催を実施することができていた。令和元年度に開催主管加算400千円、令和2年度以降基準額を従来の600千円に400千円を加えた合計1,000千円を補助しているが、財源が有限であるため、公平性や経済性の観点で問題になる可能性がある。</p> <p>他自治体等の状況も勘案し、制度そのものの在り方とその補助金額について、所管課は検討することが望ましい。</p>   | <p>今回の三浦半島地区大会の開催主管年の予算措置までに、開催主管加算の要否について検討していく。</p>  |

|    |    |                         |  |  |
|----|----|-------------------------|--|--|
| 9  | 52 | 子ども・子育て支援新制度電子システムのログ管理 | <p>所管課では、2週間に1回、認定こども園、保育所、幼稚園の入園、給付認定、保育料等を管理する子ども・子育て支援新制度電子システムのログ確認を行っている。具体的には、各課のログ確認担当者が、サーバ室からログデータを取得し、その後自席において、ログデータ上の不正ログの有無を確認している。不正ログを識別した場合には上席者に報告する。</p> <p>ログ確認担当者自身が不正アクセスしていた場合、上席者に報告せず、データの流出や悪用がなされる可能性がある。</p> <p>サーバ室からログデータを取得する担当者と、ログデータ上の不正ログの有無を確認する担当者を分けることが望ましい。例えばデータ取得者は担当者、データ確認者は上席者とするのが考えられる。データ確認者が不正アクセスしていた場合には、現状と同様の課題となる可能性があるが、データ取得者とデータ確認者を分離することで牽制になると考えられる。</p>  | <p>担当者に加え、上席者でもログデータを確認することを変更した。</p>  |
| 10 | 52 | 施設からの園児名簿提出方法           | <p>当該事業は法定代理受領の形態であるため、施設が保護者等に代わって支給申請を行っている。申請に際して、施設は横須賀市に園児名簿も併せて提出するが、その際郵送にて紙の名簿を提出している。その後、所管課は園児の在籍確認のため、横須賀市が市内の認定園児を管理する園児管理システム上の園児名簿をパソコン画面上に表示し、施設が紙で提出した各園の園児名簿と目視にて突合している。</p> <p>在籍確認のための目視突合は効率的ではない。</p> <p>多くの施設は園児名簿をExcel等の電子的方法によって作成しているため、電子データの状態で横須賀市に提出してもらうことによって、電子的にデータ間の突合を行うことが可能になると考えられる。この点、所管課はE-mail等は誤送信リスクがあると主張しているが、他の事業ではE-mailにて園児名簿の授受をしている。当該事業においても、電子データによる園児名簿の授受を検討することが望ましい。</p>   | <p>各施設とも調整のうえ、電子データによる園児名簿の授受実施について検討していく。</p>   |
| 11 | 63 | 指定管理者の決算書の内容確認          | <p>病児・病後児保育センターの運営を指定管理者に委託しており、所管課は年度末に指定管理者の決算書を入手している。所管課は決算書を閲覧し、事業継続性に影響がないかを確認している。ただし、決算書のチェックポイントをまとめたチェックリスト等はなく、担当者の異動等により、そのチェック目線が統一されない可能性がある。</p> <p>決算書は報告体の財政状態及び経営成績を表すものであり、内容を確認することで報告体の状況を読み取ることができる。しかし、決算書のチェック目線が統一されていないため、継続的に報告体である指定管理者の現在及び将来に関する客観的な情報を読み取ることができていない可能性がある。</p> <p>所管課は決算書のチェックポイントをまとめ、継続的にチェックが行われる体制を構築することが望ましい。</p>   | <p>指定管理制度を所管する総務部総務課事務管理担当作成の「指定管理者の指定等に関する事務処理要領」に基づき指定管理者のモニタリングを行っている。決算書のチェックポイントについても総務部総務課と協議の上、検討していく。</p>  |
| 12 | 64 | 病児・病後児保育施設のキャパシティ       | <p>病児・病後児保育施設の存在意義は、インフルエンザの流行時等でも、発熱した児童を預ける場所を確保することで、共働き家庭が仕事を続けられるようにすることであると考えられる。共働き家庭の社会インフラの機能を有する病児・病後児保育施設は令和3年度(2021年度)において、1施設のみの開設・運営だった。</p> <p>社会インフラの機能を有する病児・病後児保育施設が1施設のみの開設・運営では安心して子育てができない可能性がある。</p> <p>たしかに、図表6-1-7-1に記載のとおり、令和2年度(2020年度)と令和3年度(2021年度)の病児・病後児保育センターの使用者延べ数が著しく少ない。特に令和2年度(2020年度)は使用者延べ数が4名であるが、事業費は20,789千円(図表6-1-7-2参照)であり、単純計算すると1名預かることに5,197千円の税金が使われていることになる。ただし、インフルエンザの流行等は横須賀市でコントロールできるものではなく、どのような状況下においても、より安心して子育てができる環境を整備することが自治体の役割であると考えられる。施設数と受入可能人数は必ずしも比例するわけではないため、病児・病後児保育施設数を0歳～12歳人口で除した割合のみでキャパシティをはかることは難しいが、単純に考えると横須賀市のキャパシティは小さいように見受けられる。社会インフラとして、適切なキャパシティを有する病児・病後児保育施設の設置・運営を行うことが望ましい。ただし、令和4年度(2022年度)に横須賀市は新たな病児・病後児保育施設として、中央こども園病児・病後児保育センターを開設した。その結果、使用者延べ数は増加している。図表6-1-7-6にあるように、令和4年(2022年)8月末時点で2センターの使用者延べ数は156人であり、単純計算で年間374人の使用者が想定される。</p> <p>中央こども園病児・病後児保育センターは横須賀市の中心地にあり、立地的に利便性が良いため、使用者延べ数が増加したものと所管課は推測している。うわまち病院病児・病後児保育センター含め、今後もさらに使用者が増加するように、所管課は更なる検討を行うことが望ましい。</p> | <p>うわまち病院病児・病後児保育センターについては、現在新型コロナウイルス感染症の影響で、利用者制限を行っていることもあり、コロナ前と比べ利用者が減少している。また、現在本庁地区にセンターが2施設設置されているが、今後うわまち病院の久里浜地区移転に伴い病児・病後児保育センターも移転する予定であることから、南地区へ移転後の利用状況等を踏まえた上で今後の対応について検討していく。</p> |

|    |    |                        |   |   |
|----|----|------------------------|---|---|
| 13 | 66 | 病児・病後児保育センターのキャンセルポリシー | <p>病児・病後児保育センター条例施行規則第4条第4項において、次のように予約キャンセルについての定めがある。「予約を認められた者が、当該予約を取り消そうとするときは、使用日の前日(条例第10条に規定する開設時間内に限る。)又は使用日の午前7時30分から午前8時までの間に、施設に連絡して取り消さなければならない。」</p> <p>当該規則は予約キャンセルに関する手続きを定めたものであり、当該規則を遵守しない使用者が使用予定がないのに予約を行った場合、他の使用したい使用者は使用できない可能性がある。</p> <p>規則に記載の時刻を経過しても使用者の使用がない場合、又は使用者と連絡がとれない場合には予約の自動キャンセルをすることができる等の定めをすることが望ましい。</p>  | <p>当日の8時までにキャンセル手続きをするように規則に定めているが、予約時刻を経過しても利用者より連絡がない場合については規定はない。ついては、連絡がない場合の予約の効力についての規定を設けるため、同規則を改正していく。</p>   |
| 14 | 66 | 訪問型病児・病後児保育利用助成額       | <p>横須賀市訪問型病児・病後児保育利用助成制度実施要綱(以下、要綱という。)第3条において、以下のように訪問型病児・病後児保育利用助成額について定められている。</p> <p>助成額は、予算の範囲内において次の各号のいずれか低い額とする。</p> <p>(1) 1回の病気における対象事業の利用額(入会金、年会費、食費、送迎費等の経費は除く。)の総額を2で除した額に相当する額</p> <p>(2) 対象事業の利用時間に1,000円を乗じて得た額</p> <p>要綱第3条第2号で、「利用時間」の記載があるが、この時間数が小数であった場合の切り捨てや切り上げについての定めがない。</p> <p>例えば、1時間5分の利用時間であった場合、65/60時間(=1.0833…時間)であるが、この場合のどの数値を切り捨て又は切り上げるかの定めがないため、担当者による恣意性が混入する可能性がある。</p> <p>要綱において、時間数が小数であった場合の切り捨てや切り上げについて記載し、定めることが望ましい。</p>  | <p>各ベビーシッター事業者のHPを見る限り、料金は基本1時間単位で、延長の場合は15分単位で延長料金が発生するところが多いように見受けられるため、担当が代わっても統一した事務処理が行えるよう要綱内に、時間数が小数であった場合の切り捨てや切り上げについての取り扱いについて、記載するよう検討していく。</p>                                      |
| 15 | 67 | うわまち病院病児・病後児保育センターの耐震化 | <p>うわまち病院病児・病後児保育センターは、うわまち病院内に設置されている。うわまち病院は国立病院であった時代に建てられたものであり、平成14年(2002年)7月に国から移譲を受けた。主たる病棟が建築後50年以上を経過し、老朽化のほか、手狭なため病院運営上の課題となっていたことから、平成27年(2015年)2月に横須賀市立病院運営委員会に対し、うわまち病院の建替えについて諮問し、平成30年(2018年)3月に早期建替えの必要性について答申を受けた。答申をもとに、庁内関係部局で検討を重ね、平成30年8月(2018年)にうわまち病院の建替及び、移転方針(久里浜への移転)が決定した。令和7年(2025年)3月に移転予定であるが、移転までは現病院内で病児・病後児保育事業のサービス提供を行う。移転までの耐震化の状況について、所管課は、病児・病後児保育センターが使用している宿舎について耐震診断は行っていないものの、建物構造(鉄筋コンクリート造4階建)を鑑み、移転までの間に耐震化を行う緊急性はないと考えている。このような判断があったとしても、病児・病後児保育センターは、病児や病後児を預かる施設であり、安全であることが第一条件であると考えられるため、被災時において被害を最小限に抑える工夫が必要である。</p> <p>被災時において被害を最小限に抑えるための災害対策が十分になされていない場合、施設を利用している病児・病後児の安全に支障をきたす可能性がある。</p> <p>うわまち病院は令和7年(2025年)3月に移設予定であり、それにあわせて、うわまち病院病児・病後児保育センターも移設予定であるが、移転まで安全に運営できる方法を継続的に検討することが望ましい。例えば、うわまち病院病児・病後児保育センターにおいて、うわまち病院全体として防災マニュアルを作成しているが、病児・病後児保育センター専用の防災マニュアルの作成がない。また、うわまち病院病児・病後児保育センターの備蓄品や防災安全グッズの備えは、職員分のヘルメットのみしかなく、うわまち病院病児・病後児保育センター用の備蓄品や病児・病後児分の安全グッズがない。再度、うわまち病院病児・病後児保育センターの災害対策を見直し、これらを整備することが望ましい。</p> | <p>病児・病後児保育センターは、病児や病後児を預かる施設であり、安全であることが第一条件であると考えられるため、災害発生時にセンター職員が迅速な対応がとれるようセンター専用の防災マニュアルを作成いただくよう依頼するとともに、被害を最小限に抑えられるよう、幼児用の安全グッズや備蓄品などの早期対応可能なものについては、できるだけ早急に対応するよう、指定管理者へ相談していく。</p> |

|    |     |                              |  |  |
|----|-----|------------------------------|--|--|
| 33 | 141 | 横須賀市療育相談センターの第3期の指定管理者の選定手続き | <p>横須賀市療育相談センターの指定管理期間は1期8年間であり、令和4年度(2022年度)は第2期の7年目にあたり、令和5年度(2023年度)で第2期の指定管理期間が終了する。現在(第2期)の指定管理者は、第1期から継続して同一法人が担当しており、いずれの期も、公募ではなく、「指名(指名されたのは1法人のみ)」で選定されている。現在の第2期の指定管理者の選定に関して、第2期の第3回療育相談センター指定管理者審査委員会議事録(平成27年10月16日付)によると「今回の審査は、現在、療育相談センターを管理・運営している団体に対する適否の判断であったが、次に審査を行う場合は、他の団体も含めた選考にどうかについて、指定管理期間が終了する2、3年前を目安に議論してほしい。」と審査委員会の要望が記載されている。第3期の指定管理者は、令和4年度(2022年度)中に公募や指名かの選定方法を庁内で決定(市長決裁)し、令和5年(2023年)4月から始まる審査委員会の審査を経て選定される。第3期の指定管理者の選定方法については、所管課によると、診療部門、通園部門、地域生活部門の3つの療育機能を着実に実施していることに加え、保育園、幼稚園などに巡回相談を行うなど地域連携も積極的に行っているほか、指定管理者の発案で新規に開始した自主事業について高く評価できる内容であった点などのこれまでの実績を踏まえて、今後、正式に方針を決定したいと伺っている。</p> <p>指定管理者の選定は、公募を行うことが原則的な手続きである。なお、例外的な選定手続を採用することは認められているが、それを採用する場合には、庁内で合理的な理由を検討し、文書化する(記録に残す)ことが必要であり、これは選定手続の透明性を確保するうえで重要と考える。</p> <p>横須賀市の「公の施設の指定管理者制度に関する指針(平成30年4月1日改正)」によると、合理的な理由があるときは公募を行わず、指定管理者を指定することができるものとされている。当該指針では、公募を行わない施設として、以下のとおり示されている。</p> <p>【公募を行わない施設】</p> <p>①施設の設置目的、性格から管理の代行者を特定することが適当な施設</p> <p>②施設運営のための専門性と継続性が特に必要な施設</p> <p>指定管理者を指名する場合でも、上記指針では「公募に準じ必要な申請書類等の作成、提出を求め、選考項目の確認を行うこととする」とされており、指名の場合でも、公募に準じて申請書の作成と審査委員会による審査が行われている。監査人も、横須賀市及び近隣団体における類似施設の設置状況を検討し、施設利用者のアンケート結果等を閲覧し、所管課の意向の背景は理解したところである。一方で、選定手続の透明性の観点から、横須賀市において、公募を行わない「合理的な理由」を検討する(記録に残す)ことが必要である。所管課によると、過去(第1期と第2期)も指名の方針決定については、市長決裁を行い、適切に記録に残しているのと伺っているが、第3期も同様に留意されたい。</p> | 横須賀市療育相談センターの第3期の指定管理者については、指名で行うこととし、方針決定について市長決裁を行った。  |
| 37 | 171 | 業務委託契約で提出が求められる書類の確認         | <p>結果8記載の提出漏れは、保育課において提出書類がすべて揃っていることの確認が漏れてしまったことも要因である。</p> <p>業務委託契約の仕様書に基づき受託者から提出された年度実績報告書について、保育課において確認する体制が不十分であると考えられる。</p> <p>保育課において、業務委託契約の仕様書に則って年度実績報告書がすべて提出されていることを確認することが望ましい。すべての資料が提出されていることの確認方法として、例えば、提出資料の不備を確認するチェックリストを作成し、受託者又は保育課においてチェックリストを記入することが考えられる。また、仕様書において収支報告書の提出を求めている目的は、委託料の妥当性を確認することにあると考えられる。そのため、単に書類を収集するだけでなく、業務委託契約に基づき運営されているかという観点で確認することにも留意が必要である。提出資料の内容を確認する方法として、例えば、収支報告書であれば支出科目に運営に関連しない科目が計上されていないか、過年度の収支報告書と科目ごとに金額を比較し、支出金額に異常な変動がないかを確認することが考えられる。</p>  | <p>子育て支援課は、受託者に対し、提出期日までに年度実績報告書を指定様式にて提出をする旨のメールを改めて送信し、事業者にも確認をとる。</p> <p>報告書が提出されたあとは、保育係担当者3名にて内容精査会議を行い、書類の不備と記入漏れの確認、収支報告書の金額の精査、昨年度との比較、使途不明の支出がないかの確認を行っていく。</p> <p>疑義が生じた場合は、速やかに受託者に説明を求めることとする。</p> |

|           |     |              |  |   |
|-----------|-----|--------------|--|---|
| 38        | 172 | web会議システムを活用 | <p>子育てアドバイザーに育児における悩みや疑問等を相談することが可能となっており、相談方法として、対面に加えて電話やメールでも相談することができる。また、各愛らんどにおいて開催している子育て等に関するイベントは対面でのみ実施している。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の流行の収束に見通しが不透明な状況で、育児の相談やイベントを非接触かつ顔がみられる方法で実施できるweb会議システムを活用することが有用であると考えられるが、現時点でweb会議システム導入の検討はなされていない。</p> <p>育児の相談方法や各種イベントの開催を非接触かつ顔が見られる方法で実施できるweb会議システムの導入を検討することが望ましい。利用者の選択肢を増やすことが出来るという点においても有用であると考えられる。また、特にイベントを対面で実施する場合は、参加人数も限られてしまうが、web会議システムではより多くの人が参加できるという点でメリットがあると考えられる。</p>  | <p>現在各愛らんどは、市の施設での運営がほとんどで、Wi-Fi環境が整っておらず、ポケットWi-Fiなど事業者の努力で使用しているところもある。また同じく、事業者によっては、オンラインでのイベントを計画しているところもある。子育てでの悩みの大半は、実際に人と触れ合うことで解決することも多いと思われるが、今後はオンラインでのイベント開催なども盛り込んだ仕様書を、次の契約更新時に提示していく。</p> |
| 39<br>(1) | 172 | 成果指標の設定      | <p>事業の有効性の評価及び見直しを実施するための成果指標を設定していない。</p> <p>成果指標を設定しておらず、成果指標に基づく事業の有効性の評価及び見直しを実施していない。</p> <p>成果指標を設定し、成果指標に基づく事業の有効性の評価及び見直しを実施することが望ましい。適切な成果指標を設定することで以下のようなことが可能になると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標が未達成に終わった場合に、課内で事業のやり方を見直す議論のきっかけになる</li> <li>・予算編成時に財政当局と成果指標及び達成状況を共有することで、事業そのものの必要性や事業の見直しに関する建設的な議論が促されることで、結果として限られた予算の適正配分につながる</li> </ul> <p>本事業の成果指標としては、利用組数を設定することが考えられる。その他、愛らんどでは父親が参加するイベントにも力を入れていることから、父親の利用人数を成果指標として設定することも考えられる。父親の愛らんどの利用を促進することは、父親の子育てへの参加意識を高めるための環境づくりに貢献すると考えられる。</p>  | <p>愛らんどにおける利用組数や父親利用人数の成果指標、目的を設定し、利用者へのアンケートなどの実施と併せて検討していく。結果が未達成の場合の課内協議や、達成するための事業者との話し合いなどに活用していく。</p>   |
| 40        | 177 | 事故対応マニュアル    | <p>ファミリー・サポート・センターの運営は、業務委託契約に基づき事業を委託している。業務委託契約の仕様書6(1)において、利用者に事故や急病などの不測の事態が発生した場合に備えて、会員向けの事故対応マニュアルの整備を求めている。一方で同様の事態が生じた際に受託者が使用する事故対応マニュアルの整備を求めている。</p> <p>ファミリー・サポート・センターの運営に係る業務委託契約の仕様書において、受託者側で使用する事故対応マニュアルの整備が求められておらず、受託者においても整備していない。</p> <p>利用者に不測の事態が発生した際には、ファミリー・サポート・センターを運営する受託者においても事態を把握し対応することが必要であることから、対応方法等をあらかじめ定めたマニュアルを整備することが望ましい。そのため、業務委託契約の仕様書の中に、受託者においてもマニュアルを整備することを求める項目を追加することが望ましい。</p>   | <p>今回の仕様書に、ファミリー・サポート・センターにおける事故対応マニュアルの作成を求める項目を追加することと、現在公立保育園にて整備中の事故対応マニュアルが完成したのち、参考にしてもらうよう提供していく。</p>  |
| 41<br>(1) | 177 | 成果指標の設定      | <p>事業の有効性の評価及び見直しを実施するための成果指標を設定していない。</p> <p>成果指標を設定しておらず、成果指標に基づく事業の有効性の評価及び見直しを実施していない。</p> <p>成果指標を設定し、成果指標に基づく事業の有効性の評価及び見直しを実施することが望ましい。適切な成果指標を設定することで以下のようなことが可能になると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標が未達成に終わった場合に、課内で事業のやり方を見直す議論のきっかけになる</li> <li>・予算編成時に財政当局と成果指標及び達成状況を共有することで、事業そのものの必要性や事業の見直しに関する建設的な議論が促されることで、結果として限られた予算の適正配分につながる</li> </ul> <p>本事業の成果指標としては、よろしく会員数や活動件数を設定することが考えられる。なお、活動件数を成果指標として評価する際には、実際に利用した子どもの人数も考慮した上で実施することが有用だと考えられる。活動件数(利用した子どもの延べ数)は、利用回数が多い子どもの存在によって影響を受けるため、利用者の需要の変動については、評価が難しいと考えられる。そこで、実際に利用した子どもの人数についても把握することで利用者の需要の変動についても評価することが出来ると考えられる。</p> | <p>ファミリー・サポート・センターにおける会員数や活動件数などの成果指標、目的を設定し、利用者へのアンケートなどの実施と併せて検討していく。結果が未達成の場合の課内協議や、達成するための事業者との話し合いなどに活用していく。</p>   |

|    |     |             |  |   |
|----|-----|-------------|--|---|
| 42 | 185 | 領収書の管理      | <p>利用料の収納事務は、一時預かり所の運営を受託している事業者の職員を会計年度任用職員(収納事務受託者)として任用し、実施している。これは、一時預かり所の利用料が地方自治法施行令第158条に定められた私人に徴収又は収納事務を委託することができる歳入として認められず、当該利用料の収納事務を横須賀市の職員が担う必要があるためである。利用料は、利用時に利用者から収納事務受託者が直接現金で徴収する。その際に、収納事務受託者は利用料と引き換えに領収書を利用者に手渡し、領収書の控え部分は収納事務担当者が保管する。領収書の様式は、保育課で独自に作成し、収納事務受託者にデータで渡している。収納事務受託者は、当該データを紙に印刷し、手書きで領収書の番号を記載した上で使用している。</p> <p>領収書の通し番号は、手書きで記載していることから、同じ番号で領収書を発行することが可能な状況である。したがって、領収書は連番管理されておらず、仮に領収書の控えを廃棄することで現金の着服が生じた場合に発見できない可能性がある。</p> <p>領収書は、保育課において事前に連番を付して収納事務担当者に配付するなどして領収書を連番管理することが望ましい。その際、定期的に領収書に欠けている番号が無いかを確認することにも留意されたい。</p> | <p>収入票・領収票は、子育て支援課で色付き紙に印刷、収入・領収票ともにナンバリングをした1年分を前期後期に分け事業者へ渡す。事業者は、收受印を両票内と割印の3か所に押すこととし、領収票は保護者へ渡し、収入票は課へ提出してもらうこととした。また、子育て支援課で、欠けている番号などの確認をしながら、収入票とリストを照合するようにした。</p>                                 |
| 43 | 188 | 船越保育園のボイラー室 | <p>船越保育園では、保育園本体の建物とは別にボイラー室としての建物が敷地内に設けられている。令和3年(2021年)1月に凍結により管が破裂したため、それ以降当該ボイラー施設を使用していない。また、当建物は築43年程度と老朽化が進んでおり、屋根や外壁のコンクリートが剥がれるなどしている状況である。園では、安全面を考慮し建物周囲にカラーコーンを配置し、園児が近寄らないよう対策している。</p> <p>船越保育園の敷地内にあるボイラー室は、現在使用しておらず老朽化が進んでいることから撤去することが考えられる。しかし、保育園本体の建物も老朽化が進んでいることから、保育園本体の修繕等を優先的に実施しており、ボイラー室の撤去など今後の方針などは検討されていない。</p> <p>当ボイラー室は、老朽化の進行度合いを検証するなど建物状況を調査した上で、例えば、今後の保育園の建て替えを行う際に併せて撤去するなど今後の方針を検討することが望ましい。</p>  | <p>当該ボイラー室については、船越保育園が移転あるいは建て替えを行う際に撤去していく。当面の危険性については職員による調査点検を行い、軒天コンクリートが爆裂により一部で欠損、さらに脆弱な部分が確認されたため、近々に落下の恐れのある部分についてコンクリートを除去した。</p> <p>コンクリート落下の危険性がまだあることから、軒天下部に園児や職員が立ち入らないよう引き続きカラーコーンを配置した。</p> |

|           |     |                 |  |   |
|-----------|-----|-----------------|--|---|
| 44<br>(2) | 195 | 業務用エアコンの故障に伴う対応 | <p>児童相談所の一時保護施設において、令和4年(2022年)7月末に天井埋め込み型の業務用エアコンが故障したものの、修理・入替を行っていない。</p> <p>夏場における空調機器の故障は、児童の命と健康に関わるため、直ちにエアコンの修理・入替が必要である。児童相談課は、応急措置としてサーキュレーターを設置し、廊下からの空気循環を行うことで暑さ対策を講じたが、一時保護施設の位置付けを踏まえると児童のプライバシー保護の観点から、対応としては不十分である。この点、当エアコンは設置後15年経過し、エアコンメーカーが所有する修理用部品の保有期間を超過している事から修理ができなかったこと、埋め込み型の業務用エアコン入替には高額なコストがかかる等の要因から、適時に必要な対応を行うことができなかった状況にある。なお、横須賀市公共施設保全計画、空調設備は観察型予防保全の対象となるが、本件は事後保全対応として進められている点も課題の1つである。</p> <p><b>適時・適切な事後保全の実施</b><br/>児童相談所の一時保護施設は、虐待等で心と体に深い傷を負った子どもたちにとって、心身ともに安全で安心できる緊急避難場所であり、運営者は安全かつ安心できる施設に整備する責任を負っている。従って、エアコンの故障後即座に事後保全としてのエアコン修理・入替が望まれる。また、応急措置としての事後保全は、工事不要なスポットクーラーや簡易エアコン等を設置するなどして児童のプライバシーに配慮して実施する事が望まれる。</p> <p><b>保守計画の策定</b><br/>令和3年度(2021年度)の包括外部監査結果報告書の「意見7」において、公共施設保全計画の対象施設に対する「事後保全から予防保全への転換」の必要性が意見されている。一時保護施設のエアコンは、公共施設保全計画の対象施設とはなっていないものの、「横須賀市 FM 戦略プラン」を遵守し、観察型予防保全を実行するために保守対象となる設備毎に保守計画を作成する事が望まれる。なお、図表5-6-37-5の観察型予防保全の行に記載の「・・・点検により把握したその兆候・・・」のとおり、観察型予防保全を行う際には、設備の劣化の兆候を把握する事が重要である。そこで、専門業者による業務用エアコンの定期点検を保守計画に含める事が望まれる。</p> <p><b>エアコンメーカーとの保守契約締結</b><br/>一般的に、業務用エアコンは、メーカー毎に修理用部品の保有期間が設定されており、製造中止後一定期間を経過すると、修理用部品の調達ができず修理対応が困難になるリスクが存在する。この点、故障したエアコンの修理用部品にかかるメーカー保有期間は、製造中止後10年間と設定されており、故障時点の令和4年(2022年)7月末において保有期間は超過していたため、メーカーへの修理依頼を行うことができない状況であった。このような状況を踏まえると、業務用エアコンなどのインフラに係る機器等に関しては、例えば、エアコンメーカーと保守契約締結時に、予めエアコン部品の保有期間を延長する交渉を行うなどして、不測の事態に対応できるようにしておく事が望まれる。</p> | <p>①適時・適切な事後保全の実施<br/>当該故障箇所については、令和4年12月に改修を行い、部屋ごとの個別空調を設置した。今後、他の居室の空調が故障した場合は、速やかに同様の対応をとることとする。</p> <p>②保守計画の策定<br/>指摘のあったエアコンについては、建築保全業務における点検対象となっており、毎月1回の点検のほか、日常的な目視確認も行っている。<br/>ただ、点検の中で異状が認められた場合でも、修繕予算が限られているため、予防的な修繕まで手が回らないのが実情である。<br/>観察型予防保全のための保守計画の策定については、全庁的な課題でもあるため、FM推進課と協議しながら検討してまいりたい。</p> <p>③エアコンメーカーとの保守契約締結<br/>上記のとおり、当該エアコンは建築保全業務の点検対象となっている。<br/>部品保有期間の延長については、通常と異なる対応をメーカーに求めるものであり、費用負担の大幅な増加につながる可能性もあるので、FM推進課と協議しながら、全庁的な課題として検討してまいりたい。</p> |
| 45        | 202 | 補助金交付申請の事前確認    | <p>旧逸見保育園の補助金交付申請に当たり、令和3年度(2021年度)の「保育対策総合支援事業費補助金」交付要綱に従い、「老朽化対応の場合 32,000,000円/1施設当たり」の交付申請を行い適切に支給されたが、後日「新設又は定員拡大の場合 利用定員60名以上 60,000,000円/1施設当たり」の適用要件を満たしており、より大きな補助金枠での交付申請が可能な状況にあった事が判明した。結果として、本来民間事業者が受領可能な補助金額が過少になっていた。なお、旧逸見保育園の改修費用実績は33,000,000円であり、32,000,000円(国:16,000,000円・横須賀市:8,000,000円を補助)の補助金上限額を超過しているが、横須賀市と民間事業者との取り決めにより、当該差額の1,000,000円は民間事業者が費用負担している。</p> <p>補助金申請時における国・県・民間事業者との適時適切なコミュニケーションを一層図る必要がある。</p> <p>当事案は以下のような状況にあった事から、必ずしも横須賀市側のコミュニケーションに問題があったわけでないと考えられる。</p> <p>横須賀市は、補助金交付申請の過程で上述した「新設又は定員拡大の場合 利用定員60名以上 60,000,000円/1施設当たり」の適用検討を行う必要があると考え、令和2年度中に国や神奈川県(以下、国等という。)に対して相談を行った。しかし、当事案が「老朽化対応の場合」又は「新設又は定員拡大の場合」のいずれに該当するかについて国・県間の見解に相違があり、交付申請期限までに明確な回答を受領できなかった。</p> <p>補助金申請対象の選択及び必要経費が補助金を超過した場合の負担関係に関する取り決めは、民間事業者との協議の上適切に行っていた。</p> <p>しかし、民間事業者が本来補助金で補うことのできるはずであった費用を実額負担しているため、補助金交付申請期限までに回答を入手できるよう国等に働きかけるなどして、補助金区分の確定に必要な情報収集を図る事が望ましい状況にあった。今後、横須賀市では公立保育園の民営化を計画しており、本件同様に補助金申請を行う事が想定される。その場合には、補助金適用要件判断の情報収集及びコミュニケーションを計画的に行い、事前準備を入念に行う事が望まれる。</p>   | <p>今後公立保育園の民営化において補助金申請を行う際は、補助金適用要件判断の情報収集及びコミュニケーションを計画的に行い、事前準備を入念に行っていく。</p>  |

|    |     |             |   |   |
|----|-----|-------------|---|---|
| 46 | 208 | 給食材料業者の比較検討 | <p>横須賀市の公立保育園は、園内で調理しているが、献立は全ての保育園で同一である。保護者が負担する給食費の金額も保育園間で差はない。同一の献立であれば、単位当たりの給食材料費は概ね同水準になるものと考えられる。そこで、監査要点の1つである経済性又は有効性を検討するため、市立保育所における給食材料のうち精肉の調達状況について、令和3年(2021年)4月給食分の請求書を各保育園別に比較したところ、保育園間の精肉納入単価差異が最大45%生じていた。最高値業者と契約する保育園と最安値業者と契約する保育園の精肉調達金額を計算すると、単価差異の影響が年間約35万円となる。</p> <p>横須賀市における各保育園の給食材料納入業者の選定は、食材調達の即時性や柔軟性の観点から、各保育園において地元商店からの調達を優先しており、入札契約方式や競争見積による随意契約制度を採用しておらず、調達コスト削減という経済性の観点から検討が行われていない。(精肉のみならず、青果・水産物・冷凍食品についても同様である。)また、定期的に納入業者見直しの検討が行われていないため、納入業者が固定化しており、業者間の競争性が十分に働いていない。</p> <p>各保育園が所在する地域の活性化や給食材料を効果的・効率的に調達するため地元商店からの調達を優先するという意思決定は、一定の合理性があると考えられる。一方、業者間の競争性が働くように他の業者との比較を明確にした上で、定期的に業者見直しの検討を行う事で、各保育園の給食材料費の適正化を図ることが望ましい。これは、市立保育園施設の維持管理の財源確保に寄与することに繋がる。</p> | <p>精肉業者については、公立保育園8園の平均単価を算出し、平均を上回る業者については直接価格交渉を行った。</p> <p>各公立保育園の所在する地域の活性化と給食材料費の適正化の両立を目指すため、今後各事業者に対する価格交渉を検討していく。</p> |
|----|-----|-------------|---|---|

| 番号 | 報告書<br>ページ | 項目                 | 意見  | 意見に対する部局の対応<br>【健康部】   |
|----|------------|--------------------|---|--|
| 47 | 214        | 会計年度任用職員の給与水準の見直し  | <p>助産師や看護師の資格を保有する会計年度任用職員は、経験年数に基づく給与表によって給与が決まっている。令和3年度に在籍している職員の報酬額について時給換算した場合1,312～1,625円のレンジ内の基本給となっている。</p> <p>令和3年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)によると、看護師として短時間勤務をしている者の1時間当たり所定内給与額は、1,773円である。横須賀市のこんには赤ちゃん事業に従事する看護師の業務内容は、医療に従事する看護師とは違いがあるため、給与水準を単純比較することはできないが、看護師という資格のみに着目すれば、横須賀市の給与水準はやや低い傾向にある。こんには赤ちゃん訪問事業に必要な会計年度任用職員の募集に関して、応募が芳しくない状況にあると伺っているが、給与水準の低さも一因と考えられる。</p> <p>必要に応じて社会情勢に合わせ給与水準の見直しを行うことにより、事業に必要な人員・質が確保できる体制を整備するのが望ましい。</p> | <p>「こんには赤ちゃん訪問事業」に従事する会計年度職員は、令和5年5月現在、配置予定数を満たしているが、子育て中の、短時間勤務を希望する助産師等の就労先として定着しつつある状況にある。業務内容は、ハイリスクケースを除く、健全母子への保健指導であり、業務負担を軽減した内容としている。助産師、看護師の報酬は、「横須賀市会計年度任用職員の給料及び費用弁償に関する条例」に基づき支払われているため、本市全体での見直しが必要となる。必要に応じて、社会情勢に合わせ、給与水準の見直しが行われているが、今後も人員確保の動向を見ながら、担当部署へ意見を申し入れていきたい。</p> |
| 48 | 214        | 横須賀市助産師会への補助金金額の根拠 | <p>横須賀市助産師会へ毎年50,000円の支出が行われている。これは、助産師会が研修を開催したり、地域で母子のための活動を行っているため、補助金を支出しているものである。</p> <p>歳出金額の補助金50,000円には、長年一律の金額で支出しており、根拠とする活動指標や登録している助産師の数によって定まるものではない。当該補助金の金額の妥当性について検討がなされていない。</p> <p>補助金の交付に係る要綱に準拠し、補助金の金額の妥当性について検討することが望ましい。また、補助金を受け取る横須賀市助産師会の財政状態や、具体的な活動内容を把握し、補助対象として適切か検討を行うことが望ましい。</p>   | <p>助産師会においては、妊産婦のみならず、集団への健康教育、学童期からの啓もうなど、地域での助産師としての専門性を活かした活動を展開している。少子化が進む中、より丁寧な関与が必要な昨今、母子保健分野との連携は必須である。歳出金額については、ご指摘いただいた通り、活動内容を確認しつつ、状況に応じたものであるかを検討し予算策定時に反映したい。</p>  |

| 番号 | 報告書<br>ページ | 項目                    | 意見  | 意見に対する部局の対応<br>【こども家庭支援センター】  |
|----|------------|-----------------------|---|---|
| 16 | 75         | 申請用タブレット端末と福祉システムとの連携 | <p>窓口での申請においては、専用のタブレット端末を利用して入力作業が行われている。児童手当、児童扶養手当、小児医療、ひとり親医療といった福祉システムを利用している事業の申請手続については、申請者がWeb上で事前に申請書を作成しデータ送信できる「手続きナビ」の機能が実装されており、当該入力情報を呼び出すことができる端末となっている。ただし、当該端末は福祉システムとデータ連携していない。データ移行方法としては、一旦紙出力の上で担当者が手入力により福祉システム入力している。</p> <p>タブレット端末を利用しているにも関わらず、福祉システムへのデータインプットは手入力による作業が必要であり、データ反映の適時性、入力内容の正確性に関するリスクがある。</p> <p>タブレット端末と福祉システムとの間にデータ連携の仕組みを構築することができると、タブレット端末に入力した内容を即座に福祉システムへ自動反映することが可能となり、従来と比較して手入力作業を削減させることが可能になると考えられる。一方、システム改訂は時間とコストを要すること、また現在国が自治体システム標準化を進めていることから、費用対効果の観点も加味した上での見直し方針の内容や実施時期の検討が望まれる。</p>  | <p>福祉システムとタブレット端末間でデータ連携できることは理想的ではあるが、令和5年10月にシステム更改、その後自治体システム標準化が控えていることもあり、標準化のタイミングで実施できるよう検討したい。</p>  |
| 17 | 78         | 申請用タブレット端末と福祉システムとの連携 | <p>窓口での申請においては、専用のタブレット端末を利用して入力作業が行われている。児童手当、児童扶養手当、小児医療、ひとり親医療といった福祉システムを利用している事業の申請手続については、申請者がWeb上で事前に申請書を作成しデータ送信できる「手続きナビ」の機能が実装されており、当該入力情報を呼び出すことができる端末となっている。ただし、当該端末は福祉システムとデータ連携していない。データ移行方法としては、一旦紙出力の上で担当者が手入力により福祉システム入力している。</p> <p>タブレット端末を利用しているにも関わらず、福祉システムへのデータインプットは手入力による作業が必要であり、データ反映の適時性、入力内容の正確性に関するリスクがある。</p> <p>タブレット端末と福祉システムとの間にデータ連携の仕組みを構築することができると、タブレット端末に入力した内容を即座に福祉システムへ自動反映することが可能となり、従来と比較して手入力作業を削減させることが可能になると考えられる。一方、システム改訂は時間とコストを要すること、また現在国が自治体システム標準化を進めていることから、費用対効果の観点も加味した上での見直し方針の内容や実施時期の検討が望まれる。</p>  | <p>福祉システムとタブレット端末間でデータ連携できることは理想的ではあるが、令和5年10月にシステム更改、その後自治体システム標準化が控えていることもあり、標準化のタイミングで実施できるよう検討したい。</p>  |
| 18 | 79         | 過払金管理とシステム導入の検討       | <p>現在利用している福祉システムは使用開始からかなりの年月が経過しており限られた機能しか搭載されておらず、債権管理機能は搭載されていない。そのためシステム外でエクセルによる管理表が作成されており、担当者1名が専属で督促も含めた回収管理を行っている。児童扶養手当の過払い金の発生要因の主なものとしては、住民票上ではわからない事実婚の開始により受給資格を喪失しているにも関わらずそのまま支給を受けている場合が多く、受給者の世帯状況の変化を確認することができる機会が基本的に年に1回行われる現況届の調査時となるため、少額な場合が多いものの毎年発生している。令和4年(2022年)9月時点では約60件、14,588千円ほどの過払い金が回収されておらず、直近の回収額実績としては、令和元年度(2019年度)が4,123千円、令和2年度(2020年度)が1,482千円、令和3年度(2021年度)が2,333千円となっている。</p> <p>システムを導入しているにも関わらず、過払金の算出や回収管理をシステム外にて手作業で行っているため、結果として手続きの効率化に繋がっていない。また、担当者1名のみで管理を行っているため、当該担当者が不在となった際の引継ぎ体制に不安がある。さらに、将来実装が見込まれる地方公共団体情報システムの標準化の際、システムの標準仕様やそれに合わせて推奨される業務フローと現在の業務フローの乖離発生により、当初導入時に多くのコストが発生する可能性がある。</p> <p>将来的には地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化が進められることが見込まれており、児童扶養手当については厚生労働省ホームページ上にて既にシステム標準仕様書が公表されている。通常システムに搭載されることが多い標準的な機能については早期に導入可否の検討及び実際の業務フローにのせることにより効率的な進め方の整理を始めることが望ましい。また、督促などの注意が必要な管理について、経緯を把握する担当職員の追加、または管理機能をシステム導入する等の標準化により誰でもすくに対応可能な管理体制を整備することで、引継ぎ体制の強化が望まれる。</p> | <p>過払い金管理システムの構築については、今後実施予定のシステム標準化に機能が搭載されるか現時点で未確定であるため、本市独自でシステム構築を行うことは難しいと考える。</p> <p>しかし、児童扶養手当の過払い金については、制度の運用上全国の自治体で発生しており、システム標準化で機能が搭載されることを期待する。</p> <p>担当者が1名であることについては、係内のローテーションにより、係長と複数の担当者が過払い金の調整について対応ができるよう、昨年度から取り組みを始め、業務フローについても担当者間の口頭や不定形な様式での管理ではなく、一定の様式に基づいて管理台帳を作成するよう検討を行っています。</p> |

|    |     |  |   |  |
|----|-----|--|---|--|
| 19 | 82  | 過払金管理  | <p>児童扶養手当の受給対象者は当該事業も支給対象者となる場合が多いが、ひとり親等医療費助成事業においては、過年度における過払金発生に伴う遡及請求・回収が発生している支給者も存在する。このような支給者に対して、当該事業にかかる助成金支給状況や過払金の有無について適時に状況確認ができるような体制が整備されていない。</p> <p>児童扶養手当と同様に福祉システムを利用しており、共通する支給者情報も多いが、特に情報連携の仕組みはなく個別に管理している状況であり、管理の効率性に課題がある。また児童扶養手当の受給対象者は当該事業も支給対象者となる場合が多いため、児童扶養手当の支給において問題が生じた場合に、当該事業の支給について問題は生じていないかどうか、適時に確認することが困難な体制となっている。</p> <p>同じシステム内で管理しており、共通事項も多い児童扶養手当との情報連携を整備し、より標準化、効率化された管理体制の構築を検討することが望ましい。</p>   | <p>令和5年10月にシステム更改を行うが、ノンカスタマイズの方針のため、パッケージ標準機能で可能な限り業務の効率化が図れる運用を検討していきたい。</p>   |
| 20 | 82  | 助成対象項目の複雑さによる業務の属人化                          | <p>助成対象となる医療費の範囲については細かな定めがあり、届出書受付後の内容審査を任せられる担当者が限られている。</p> <p>届出書にかかる内容審査を担当することができる人材が限られているため管理が属人化している。また、件数が多いことに加え、医療費助成という性格上、受給者の家計に与える影響が大きかつ適時な支給が求められる場合もあるため、審査に十分な時間をかけることができず、職場内訓練の時間確保が難しい。さらに、当該業務を担える担当者の増強を図りたいものの、現在の職員数に余裕がなく、結果として職場内訓練の時間の確保が難しい。</p> <p>属人的な管理を脱却するため、チェックリストの設置やシステムを利用した情報連携など、標準的な管理の仕組みの構築が望まれ、そのための時間確保のためにも、人員の増強が望まれる。また、届出書の内容審査を担える担当者を増やすため、育成期間中に合わせて一時的に人員増強を図るなど、職場内訓練の時間を確保することが望ましい。</p>  | <p>令和5年10月にシステム更改があり、必ず業務手順も見直しをしなければならない。</p> <p>その際、手順の分析を行うため、難易度別の分類分けを手順に組み込んで、対応できる人員を増やし段階をふんで人員の育成を行う。</p>   |
| 21 | 98  | 助成対象項目の複雑さによる業務の属人化                          | <p>助成範囲としては保険診療にあたる医療費が対象となるが、保険医療の対象範囲に細かな定めがあり、特に償還払いの場合、届出書受付後の内容審査にて当該申請が保険医療の対象範囲に該当するかどうかの判断を任せられる担当者が限られている。</p> <p>届出書にかかる内容審査を担当することができる人材が限られているため管理が属人化している。また、件数が多いことに加え、医療費助成という性格上、受給者の家計に与える影響が大きかつ適時な支給が求められる場合もあるため、審査に十分な時間をかけることができず、職場内訓練の時間確保が難しい。さらに、当該業務を担える担当者の増強を図りたいものの、現在の職員数に余裕がなく、結果として職場内訓練の時間の確保が難しい。</p> <p>属人的な管理を脱却するため、チェックリストの設置やシステムを利用した情報連携など、標準的な管理の仕組みの構築が望まれ、そのための時間確保のためにも、人員の増強は望まれる。また、届出書の内容審査を担える担当者を増やすため、育成期間中を定めて一時的に人員増強を図るなど、職場内訓練時間を確保することが望ましい。</p> | <p>令和5年10月にシステム更改があり、必ず業務手順も見直しをしなければならない。</p> <p>その際、手順の分析を行うため、難易度別の分類分けを手順に組み込んで、対応できる人員を増やし段階をふんで人員の育成を行う。</p>   |
| 22 | 103 | 貸付金の審査基準へのマニュアル反映について(一部、平成26年度(2014年度)意見事項) | <p>市では貸付金の貸付時に予備審査と本審査を行っており、本審査では過去に貸し付けた福祉資金の返済金の滞納が無いこと、市税などの滞納がないこと、既存の借金の返済に充てるためのものではないこと等を確認しており、具体的に審査のポイントを定めた基準やマニュアルは神奈川県のものを使用している。しかし、横須賀市の判断で、その後の償還に無理のないように審査・助言するなどの施策を取っていることもあり、神奈川県のマニュアル通りの対応でない部分もある。</p> <p>準拠するマニュアル担当者の変更があった場合など、貸付基準が同じ水準とならない可能性がある。</p> <p>横須賀市独自の対応を行う部分については、独自のマニュアル整備を行うことが望ましい。</p>   | <p>貸付の相談・審査に関しては、相談から貸付に至る内容を担当者で共有できるように記録している。また、個別で判断に迷うケースは互いに相談し、情報共有しながら進める形を取り、貸付の基準に差が出ないようにしている。</p> <p>現在は、県の基準に沿いつつ、対応事例の記録を参考にして対応しているが、今後は、マニュアル化についても検討していく。</p> |
| 23 | 104 | 債権回収事務の一元化について(平成26年度(2014年度)意見事項)           | <p>市では未収債権を効率的かつ効果的に徴収するため、各債権所管課の債権を税務部(平成26年度(2014年度)当時名称:財政部)納税課に移管して債権回収事務を一元的に実施する制度を設けている。移管の対象債権は原則として介護保険料や保育料等の強制徴収公債権となっており私債権である母子寡婦福祉資金貸付金は移管の対象外である。</p> <p>同一対象者への債権が複数発生している場合には、全てを一元的に管理することで回収事務の効率化が図れる。</p> <p>強制徴収公債権だけではなく非強制徴収公債権や私債権についても管理の一元化を検討していくことが望ましい。</p>  | <p>債権の一元化は、業務効率から見ても有用と考えている。一方で、課・部を跨ぐ全庁的な問題でもあるので、必要に応じ検討していきたい。</p>   |

|    |     |                                     |  |  |
|----|-----|-------------------------------------|--|--|
| 24 | 104 | 債権管理システムの活用について(平成26年度(2014年度)意見事項) | <p>債権管理は主に債権管理システムにより行っているが、貸付申請書や借用証書をシステムとの関連付けのために紙台帳を使用している。債権管理システムの情報はデータ出力できるものとできないものがあり、例えば、ある一定期間の滞納金額を集計し、出力することはできない。</p> <p>集計や分析を行う際にデータ出力できないと、非効率であったり、誤りが発生する可能性がある。</p> <p>貸付金に係る情報についてはデータ上で一元管理を行うことができるよう、債権管理システムを整備することが望ましい。</p>   | <p>現在はシステム上、一部効率的でない作業があるが、システム改修・整備には多額の費用が必要となる。</p> <p>整備・改修の検討もできれば望ましいが、費用面を考えると、当面は現在のシステムで運用する方向である。</p>  |
| 25 | 105 | 貸付金の返済期間について(平成26年度(2014年度)意見事項)    | <p>母子寡婦福祉資金の貸付制度に係る据置期間や返済期間は、神奈川県を参考として決定している。しかしながら、母子及び寡婦福祉法施行令では母子寡婦福祉資金貸付金の据置期間及び返済期限の上限を定めている。市では修学資金、技能習得資金(これに伴う生活資金を含む)、就学支度資金の最長返済期間を原則10年間、住宅資金は6年としているが、母子及び寡婦福祉法施行令で定められた返済期間はそれぞれ20年及び7年となっており伸長の余地がある。特に修学資金、技能習得資金(これに伴う生活資金を含む)、就学支度資金の貸付は比較的貸付実績も多く、その貸付金の内容からも、ひとり親家庭の親の自立支援に効果を発揮していると考えられる。なお、市の母子寡婦福祉資金の貸付制度(修学資金・大学)と日本学生支援機構が実施している奨学金制度を比較すると、貸与月額と貸与月数は同一であるものの、市では返済年数を原則10年としており、日本学生支援機構の奨学金の返済年数は14年～18年と大きな差がある。</p> <p>返済年数を長くすることで、月々の返済額は減り債務者の負担は大きく軽減されると考えられる。</p> <p>債権の回収期間は長期化することになるが、結果として滞留債権を増加させるよりも、無理なく確実な返済を受けるために資金貸付の際の返済年数について、長期化を検討していくことが望ましい。また、前述のとおり、新規の貸付額が減少傾向にあるなかで、貸付金元利収入が、新規の貸付額を大きく上回ること、繰越金が増加傾向にある。債権の回収期間を長期化することで、貸付金の利用促進にも資するものと考えられる。</p> | <p>修学資金・就学支度資金・修業資金・技能習得資金並びに生活資金のうち技能習得に係るものについては、令和5年度より償還期間の表記を「10年以内」から「20年以内」に変更を行った。</p> <p>令和5年度以降の貸付については、返済期間の上限を20年間としつつ、利用者と充分相談した上で返済期間を決定する。</p>  |
| 26 | 112 | 児童虐待防止の啓発                           | <p>毎年11月の児童虐待防止推進月間では、横須賀中央駅前の通路へ横断幕の掲示、市民活動サポートセンター・市内商業施設への児童虐待に関するパネルの展示等を行っている。しかし、児童虐待防止推進月間を除いた期間においては、国から配布されたポスター・チラシを横須賀市役所庁舎内にて展示することにとどまっている。</p> <p>児童虐待防止推進月間を除いた期間での横須賀市役所庁舎内でのポスター・チラシの展示は、児童本人や周囲の目に留まる機会が少なく、児童虐待防止のために相談を促すという観点からは効果が限定的であると考えられる。</p> <p>毎年11月に行っているパネルの展示期間の延長や、学校へ児童虐待防止啓発資料を配布、講演の実施することにより、児童虐待防止の啓発、児童相談所への相談・通報を促すことが望ましい。</p>   | <p>毎年11月の虐待防止推進月間では、引き続きパネル展示等取り組みたい。期間外では、関係機関に対応のポイント等周知をしていくことを検討したい。</p> <p>関係機関に「児童虐待防止マニュアル」を配布したり研修を実施したりして虐待への理解を深め、リスクや相談・通告について説明し、虐待防止や早期発見・対応できるよう努めている。</p> <p>また、小学生や中学生向けに「子どもの権利」に関するリーフレットを配布し、それに基づく授業を行っている。</p> <p>さらに、令和4年度には、「かながわ子ども家庭110番相談LINE」のカードを市立小・中・高校の全児童に配布し、LINEでの相談を案内している。令和5年度には、未就学児の保護者もカード配布の対象に加えるなど、引き続き効果的な広報活動を検討している。</p> |

|    |     |                       |   |   |
|----|-----|-----------------------|---|---|
| 27 | 117 | 給食業者の選定               | <p>横須賀市長期継続契約に関する条例では、長期継続契約を締結できる条件を同条例2条にて以下のとおり定めている。</p> <p>(1)物品の賃借に係る契約<br/> (2)建物清掃業務委託、有人警備業務委託、庁舎案内業務委託等の常時継続して業務を履行させ、かつ、業務を履行する受託者に対し特別な訓練を受けさせる必要があるため、単年度の契約では安定した業務の履行に支障が生じるおそれがある契約<br/> (3)機械警備業務委託等の常時継続して業務を履行させ、かつ、業務を履行するに当たって機器の導入等の相当な初期費用が必要となるため、単年度の契約では著しく不利となる契約<br/> (4)特殊な機器及びシステム等の保守運転管理業務委託等の業務を履行するに当たって専門的な知識又は技術を必要とする業務であり、受託者以外に業務を履行することができる者がいないため、単年度の契約では継続的な業務の履行に支障が生じるおそれがある契約<br/> (5)前各号に定めるもののほか、業務の適正な履行のために市長が特に必要と認める契約</p> <p>給食業務に関する契約は長期継続契約を締結できる契約として明記されていない。そのため、契約期間を1年としたうえで、最長4年間は同条件で契約の更新が可能であると定め、プロポーザル方式にて給食業者を選定してきた。令和2年度(2020年度)に契約していた給食業者より、契約更新の半年前に契約更新の意志を確認していたにもかかわらず、令和2年(2020年)12月に翌年度の人員確保が困難であることを理由に、令和3年度(2021年度)の契約を辞退された。その後競争入札を行ったが入札件数が0件であり、近隣の給食業者へ直接依頼をかけたが、受託可能な給食業者が1社のみであった。</p> <p>令和3年度(2021年度)契約の競争入札において入札件数が0件となった大きな要因は、契約開始日の3か月前に契約更新の辞退をされてしまったことで十分な入札期間を確保できなかったことにある。本件は特殊な事情によって入札件数が0件であったが、近年給食業務や清掃業務等の労働集約型の業務は人手不足が顕著であるため、最長4年の契約更新を可能としても単年度契約では今後も安定的な供給を確保できるかという点が懸念される。さらに、食事の性質上、一定以上の品質である必要があり、短期間での交代は望ましくない。また、長期継続契約に関する条例は平成17年(2005年)に施行されて以来改正されておらず、現在の社会情勢に対応できていないと考えられる。</p> <p>給食業務は一時保護所にて生活している保護児童へ毎日提供しなければならず、保護児童の生活に直結する。よって、安定的な給食の供給を確保するために、給食業務について長期継続契約に関する条例第2条(5)の適用、あるいは条例の改正を検討し、長期継続契約を締結することが望ましい。</p> | <p>長期継続契約に関する条例第2条(2)を適用し、長期契約にむけて対応を検討したい。</p> |
| 28 | 118 | 一時保護所運営にかかわる寄附(物品)の募集 | <p>寄附によって生活必需品以外の物品を賄っている自治体もあるが、横須賀市では物品の寄附の募集は行っておらず、寄附の申し出に対しても基本的に辞退している。寄附の申し出は使用済みの家具や昔の玩具など、児童相談所が申し出を受けた際に必要としない物品が多く、個別の案件へ対応する職員の負担が大きいこと、さらに申し出を受けるか否かについて明確な基準を定めることが困難なため、寄附の募集は行っていない。なお、金銭による寄附は児童福祉指定寄附や基金等にて受付をしている。</p> <p>寄附の募集をしていないため、物品の購入は市の財源、補助金にて行う必要があるが、予算の都合上、保護児童の使用する玩具、生活の質を向上させる物品等、生活必需品以外の物品の購入が困難である。</p> <p>保護児童の生活の質を向上させるためにも予算確保が困難である場合には、寄付等で対応することが望ましい。民間の通販サイトと提携し「ほしい物リスト」として必要な物品を公開し、必要な物品のみを受け取るサービスを活用している自治体などもある。横須賀市においても、積極的に外部サービスを活用し、職員の負担がかからないように対応することが望ましい。</p>  | <p>民間の通販サイトと連携するなど、外部サービスの利用を検討したい。</p>         |

|    |     |              |   |  |
|----|-----|--------------|---|--|
| 29 | 119 | 会計年度任用職員の待遇  | <p>一時保護所では児童指導員5名、心理職員1名、管理栄養士1名、看護師1名、学習講師2名を会計年度任用職員の定員としている。しかし、図表5-3-20-5のとおり、一部人員を確保できていない状況が続いている。また、令和3年度の児童指導員は令和元年度、令和2年度と比較して人月数は多いが、任期中での退職や、年度途中で採用したため任期は満了しているが数カ月で退職されてしまい、入れ替わりが激しかった。</p> <p>会計年度任用職員制度の導入に伴い令和2年度(2020年度)に給与表の改定が行われたが、制度変更に対応するための改定であるため、平成19年(2007年)に定めた非常勤職員報酬額から大幅な変更はなく、会計年度任用職員の待遇向上には至っていない。会計年度任用職員の雇用形態上、契約期間は単年度であるため翌年度の契約更新をしないことは一般的な退職とは異なるが、入れ替わりが激しい状況では、新しく採用した会計年度任用職員へ教育が必要であり、現場の負担が大きい状況が続いている。</p> <p>物価の上昇等を踏まえて定期的な給与表の改定を行い、会計年度任用職員の待遇向上を図ることが望ましい。また、児童福祉司など資格要件のある職種の人員は児童相談所だけではなく、他部課でも必要とされているため、正職員のみを配置することは難しいが、会計年度任用職員の欠員は、児童の処遇に大きな影響を及ぼすとともに、専門性の高い職種は人員数の確保だけではなく、業務への深い理解と経験が必要となることから、可能な限り正職員の比率を高めていくことが望ましい。</p> | <p>本市の会計年度職員の給料表は、正規職員の給料表に準じて定期的に改定を行っている。また、専門性の高い職種については、専門性を考慮した給与の処遇を行っているため、一時保護所に限った更なる待遇向上は難しい。</p> <p>正規職員比率の向上については、本市の厳しい財政状況等を踏まえると早期の実現は厳しい状況にあるが、長期的な課題の一つとして検討していきたい。</p> |
| 30 | 125 | 専門家との契約の締結   | <p>専門家へ業務を委嘱するにあたり、辞令書を交付している。辞令書には異動内容、任期、月額報酬が記載されている。</p> <p>業務の内容については担当者間で調整がなされているが、辞令書の異動内容には専門家として業務を委嘱する旨のみが記載されており、勤務条件や業務内容が明文化されていない。</p> <p>専門家の業務は案件によって多岐にわたるため、全ての業務内容を記載することは困難であるが、月額報酬、任期以外の勤務条件や業務内容の概要について覚書等を締結するなどして明文化することが望ましい。</p>  | <p>今後の辞令交付時に別紙として業務内容等を記載した書類の交付を検討したい。</p>  |
| 31 | 126 | 専門員の任期       | <p>配置している専門家について、弁護士、医師は一定年数ごとに交代がなされているが専門員は後任が見つからない状況が続いている。専門員は児童相談所の抱える案件についてケースワーカーへ助言等を行う業務であることから、児童相談所の業務内容への理解と児童や保護者の心理状態、子育て、教育などに関する専門知識が必要である。現在の専門員は児童相談所の実務経験があり、元教授であることから、学術的な側面、実務的な側面の双方からバランスの良い助言が可能である。専門知識及び実務経験を兼ね備えた後任が見つからない中、児童相談所開所以来貢献いただいているが、今後個人への負担が大きくなってしまふ恐れがある。</p> <p>専門員は会計年度任用職員と異なり任期の定めがないため、後任がいない場合等では任期の更新年数に区切りをつけることが困難である。長期間関与することは横須賀市児童相談所の特有の事情に関する知見が蓄積し、より適切な助言が可能となるという利点があるが、一方で属人化してしまい、個人への負担の増加や他の専門家との交流の機会を失う恐れがあるという側面がある。</p> <p>会計年度任用職員制度では、同一職員について5年間までは任期の更新が可能であるが、引き続き6年目以降も継続する場合には、会計年度任用職員の募集手続きを行い、再度応募することが必要になっている。専門員についても会計年度任用職員制度を参考に更新期間に区切りを設けて、その都度募集条件等の見直しを含めて継続して任用する場合の手続きを行うことが望まれる。</p>               | <p>児童相談所の専門員は、特別職として特に高い専門性が必要とされる。本市特有の事情を考慮したうえで助言いただくことが必要とされるため任期が長期にわたることはやむを得ないと考える。</p>   |
| 32 | 132 | 学習講師の勤務実態の確認 | <p>学習講師への謝礼金額は、出勤簿に記載されている勤務時間に応じて算定している。学習講師は出勤時に出勤簿へ勤務時間を記載し、月末に児童養護施設は出勤簿を児童相談所へ提出する。現在、児童養護施設への視察の際に学習講師の勤務の実態について児童相談所での確認がなされていない。</p> <p>児童養護施設の提出する出勤簿が実態に即していない場合、適正な金額が支給されない恐れがあるが、確認が行われていないため学習講師の勤務が実態に即しているか判断ができない。</p> <p>児童養護施設へ訪問し、出勤簿にて出勤とされている学習講師が実際に出勤しているか授業を見学することや、児童養護施設の職員へ出勤回数を質問するなどして、学習講師の勤務状況について確認することが望ましい。</p>  | <p>学習講師の勤務状況について、総務係又は児童福祉司等が施設を訪問した際に確認していきたい。</p>  |

|    |     |                     |  |  |
|----|-----|---------------------|--|--|
| 34 | 158 | 児童措置費の前払い(進学時の制服代等) | <p>小学校、中学校、高校等へ進学する際に里親が支払う制服代、教科書代、部活動代等(以下、制服代等という)は、要件を満たせば児童措置費の支給対象になる。しかし、現状では「在籍証明書(校長等の印のあるもの)」が支給に必要であり、在籍証明書は入学後しか入手できないため、一旦里親が支払ってから、入学後の4月以降に児童措置費の申請をしている。制服代等は一般的に高額になることから、前払いを希望する里親がいるとのことであるが、現状の国及び市の要綱では在籍証明書(校長等の印のあるもの)が必要であるため、入学後の後払いしか認められない。</p> <p>高額な制服代等について、後払いしか認められていないことで、里親に経済的負担を強いていることが課題である。</p> <p>里親の経済的な負担を軽減することは、里子の福祉の向上にも資すると思われるので、制服等の購入が確実に一定金額以上の物品購入については前払いを認める方向で要綱を改正することを検討することが望ましい。</p>   | <p>委託時に、原則後払いとなることから、措置費等のやりくりに留意していただくよう里親に伝え、理解を得る。</p> <p>里親の負担軽減に向けては、他自治体との均衡を図る必要もあるため、5県市で情報共有し、国への働きかけを検討していく。</p>   |
| 35 | 159 | 児童措置費のチェック作業の効率化    | <p>現状、児童措置費の請求書は児童養護施設等と横須賀市との間で「紙」でやり取りしている。横須賀市の担当者は、単価は要綱等と、件数等については横須賀市の児童相談所等が認定した人数等と照合しているが、主に以下の理由でチェック作業に相当の時間を要しているとのことである。横須賀市の場合、正職員1人がチェック作業に従事している。請求件数は年間819件である。職員は3か月に1回2週間以上チェック作業に従事しているとのことであり、年間で見積もっても8週間以上かかっているとのことである。</p> <p>【紙の請求書のチェック作業に時間がかかる要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・措置費の単価は国や横須賀市の要綱で定められているが、要綱が細かく決められていること。</li> <li>・国の要綱が毎年、年度後半に改定され、改定された場合には4月1日にさかのぼって適用になることが多いため、措置費の精算が毎年発生する。</li> <li>・横須賀市の住民でも、他の自治体に所在する施設に入所している場合には、当該施設の所在する自治体の基準で横須賀市が支払うが(これは国の基準で定められているため)、その場合には請求書の単価の確認のため、他自治体へ照会する必要があること。</li> <li>・市内に所在する施設には、横須賀市が作成した請求書のフォーマットで請求書を提出させたり、横須賀市とその近隣市町村との間では各市の基準をなるべく統一するようになり、国や他自治体に質問した事項はメモ書きで残しているとのことであるが、チェック作業自体の効率化には限界があると担当課から説明を受けている。</li> </ul> <p>措置費の算定方法自体は、項目ごとに単価×人数等で計算され、単価は国や横須賀市の要綱で定められているため、システム化して単価をシステムに登録して自動計算できるようにすれば、改善する余地が大きいように思われる。しかし、一方で、横須賀市単独でシステム開発するにはコストが掛かりすぎることが予想される。また、前述のとおり、横須賀市の住民でも、他自治体に所在する施設に入所している場合は、施設が所在する自治体の基準で請求書が作成されることになっているため、横須賀市単独で開発した場合は、例えば他の自治体に所在する施設の請求書だけ紙のまま残ってしまい、非効率になってしまう可能性もある。</p> <p>全ての自治体で同様の業務がある中で、市単独でシステム開発するのはコスト面の観点で不合理であると考えられる。現在、国にて、地方自治体の情報システムの標準化・共通化の検討が進められているが、児童措置費はその対象になっていない。児童措置費についても、全ての自治体、全ての施設が参加する情報システムの構築を、神奈川県等を通じて国に対して働きかけてみることを望まれる。</p> | <p>コストが大きいこと、費目によっては支給対象となるものの範囲が複雑であることから、統一したシステムの開発は現時点では難しい。ただし、改正後の単価をすぐに反映し、所管施設ごとに自動計算できるような情報システムが開発されることで、作業の一部効率化、ペーパーレス化に繋がるとも思われるため、今後、国への要望を目指して5県市で検討していきたい。</p> |

|    |     |                   |  |                      |
|----|-----|-------------------|--|----------------------|
| 36 | 160 | 児童措置費負担金の未収金の回収努力 | <p>児童措置費負担金の未収金の残高はこの3か年で増加傾向にあり、令和3年度(2021年度)の残高は4,494千円と平成22年度(2010年度)以降で最も多くなっている。増加した要因は収納率が悪化したことにあるが、その原因はコロナ禍の影響で保護者等の収入が不安定になってしまったこと等が考えられるとのことである。なお、令和3年度(2021年度)残高のうち、調査時点(令和4年(2022年)9月27日時点)で2,157千円は、財産調査等のうえ、資力が乏しいことを理由に執行停止となっている。所管課によると、執行停止になっていない部分の未収金も増加傾向にあるとのことである。</p> <p>児童措置費負担金の未収金は、地方税や国民健康保険料等と同様に強制徴取の対象になる債権である。しかしながら、現状の横須賀市の回収努力は、横須賀市債権管理条例第4条に定める方法で督促状を一回発送する、ケースワーカーが保護者等と接触した際に催告するといった方法に限られ、地方税や国民健康保険料等で行っている強制徴収等の積極的な滞納対策を行っていない。これは、収入が不安定な家庭が多いことや、強制的な手段を講じることで保護者との関係が悪化し児童の家庭への復帰が困難になることが懸念されるなどの固有の事情があるためとのことである。一方で、未収金額が増加傾向にある中、滞納を容認することは、適切に支払いを行っているその他多くの債務者に対して不公平な状況を容認する、又は容認していると受け止められてしまいかねないことが課題である。</p> <p>児童措置費負担金はその固有の事情から強制徴取等は慎重に行う必要があるとは監査人も考えるが、一方で未収金が増加傾向にあるのは事実であり、公平性の観点からは1人1人の滞納者の状況を把握したうえで、適切に対応することが必要であると考え。債権の回収方法としては、他団体で以下の事例があるので、参考にされたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所から、回収が難航している債権を切り離して、債権回収の専門部署に委ねる(児童相談所はその他の債権に注力する)。</li> <li>・弁護士に成功報酬型の契約で債権回収業務を委託する。</li> </ul> | 債権回収の専門部署との連携を検討したい。 |
|----|-----|-------------------|--|----------------------|